

函館市私立学校運営助成費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において私立学校が果たしている重要な役割にかんがみ、父母負担の軽減と教育条件の維持向上を図るとともに、経営の健全性を高め、本市教育の振興に資するため、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第10条の規定に基づき市が行う私立学校を設置する学校法人に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。
- (2) 私立学校 私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する学校をいう。
- (3) 学校法人 私立学校法第3条に規定する学校法人および学校法人以外の者で学校教育法附則第6条の規定により私立の幼稚園を設置するものをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金は、私立学校を設置する学校法人に対し、その経営に要する経費のうち、直接教育の振興に寄与する経費で次に掲げるものについて、予算の範囲内で交付する。

- (1) 運営費 教育条件の維持および向上を図るための経常的経費で、次に掲げるもの
 - ア 教材、教具、校具および園具の購入等に係る経費
 - イ 施設および設備の整備充実に係る経費
 - ウ 教職員の研修および研究に係る経費
 - エ 教職員の人件費
 - オ その他市長が特に必要と認める経費
- (2) 施設整備費 教育施設の整備（災害復旧を含む。）を図るための経費で、次に掲げるもの
 - ア 校舎、園舎および屋内運動場の新築に係る経費

イ 校舎，園舎および屋内運動場の増・改築に係る経費

ウ 図書館の建築に係る経費

エ 体育施設の整備に係る経費

オ 寄宿舍の建築に係る経費

(3) その他の振興費 その他教育の振興を図るため，市長が特に必要と認める経費

2 前項各号に規定する経費に係る補助金の額は，別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付の申請を行う場合において，工事の施行にかかる補助金の交付の申請は，当該工事の着工日の30日前までに行うものとする。

2 前項に定めるもののほか，補助金の交付の申請，決定等については，函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）の定めるところによる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

1 この要綱は，平成4年6月26日から施行する。

2 函館市私立学校補助金交付要綱（昭和55年4月1日制定。以下「旧要綱」という。）は，廃止する。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱に基づきされている補助金の交付の申請は，この要項に基づく補助金の交付の申請とみなす。

4 第4条第1項に規定する工事の施行に係る補助金の交付の申請で，この要綱の施行の際現に工事の施工中のものに係る同項の規定の適用については，同項中「当該工事の着工日の30日前までに」とあるのは，「この要綱の施行の日以後速やかに」とする。

附 則

この要綱は，平成5年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は，平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助対象経費			補助対象学校	補助金の額	算定方法	備考
運営費			幼稚園 小学校 中学校 高等学校 短期大学 大学	予算の範囲内	補助対象学校の区分ごとの総額次に掲げる割合をそれぞれ乗じ、配分した額の合算額とする。 (1) 校(園)数割 100分の60 校数に応じ配分 (2) 在籍者数割 100分の30 在籍者数(在籍者数が定員を超える場合は、定員)に応じ配分 (3) 教職員数割 100分の10 教職員数(専任者1, 兼務者0.5を乗じて得た数)に応じ配分(ただし、同一法人内の兼務者は除く。)	1 人員算定の基準日は、当該年度の4月1日とする。 2 教職員の人件費に係る補助金は当該学校に係る補助金の総額の2分の1以内とする。 3 専任者および兼務者の定義は、学校基本調査の手引を準用する。
施設 整備 費	校舎 舎 屋内運動場	新築経費	幼稚園 小学校 中学校 高等学校 短期大学 大学	新築に要する経費の4分の1の額(上限2千万円)	補助対象面積(新築面積と基準面積とのいずれか少ない面積)に補助単価(建築実施単価と基準単価とのいずれか少ない額)を乗じて得た額の4分の1の額	補助金の算定に当たり、基準基準面積と基準単価について、日本私立学校振興・共済事業団の行う貸付事業の規定を準用する。
		増・改築経費		増・改築に要する経費の4分の1の額(上限1千万円)	補助対象面積(増・改築面積と基準面積から現有面積を減じた面積とのいずれか少ない面積)に補助単価(建築実施単価と基準単価とのいずれか少ない額)を乗じて得た額の4分の1の額	
	図書館	建築経費		建築に要する経費の5分の1の額(上限5百万円)	補助対象面積(建築面積と基準面積とのいずれか少ない面積)に補助単価(建築実施単価と基準単価とのいずれか少ない額)を乗じて得た額の5分の1の額	
	体育施設	建築経費		整備に要する経費の5分の1の額(上限5百万円)	補助対象面積(整備面積と基準面積とのいずれか少ない面積)に補助単価(建築実施単価と基準単価とのいずれか少ない額)を乗じて得た額の5分の1の額	
	寄宿舍	建築経費		高等学校 短期大学 大学	建築に要する経費の10分の1の額(上限額5百万円)	
その他の振興費		学術の研究および職業教育の研究に必要な図書購入費	短期大学 大学	予算の範囲内で、かつ図書購入費の2分の1以内の額		
		私立学校の健全な発達に資することを目的とした記念事業等で特に必要と認めるものに係る経費	幼稚園 小学校 中学校 高等学校 短期大学 大学	予算の範囲内		